

◎第3期砂川市子ども・子育て支援事業計画の策定について

1. 計画策定の趣旨

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は国が示す基本方針（「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な方針」）に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされている。砂川市においても、本市の子ども・子育て支援の総合的な計画として令和2年度から5年間の砂川市子ども・子育て支援事業計画を策定し、令和6年度が計画期間の終期であることから、令和7年度からの第3期の支援事業計画を策定する。

2. 砂川市子ども・子育て支援事業計画とは

子ども・子育て支援法に基づく策定義務計画で、保育園等の提供体制及び地域子ども・子育て支援事業（13事業）の提供体制について、現在の利用状況や今後の利用希望を踏まえて「量の見込み」（需要）を設定し、利用定員の整備目標を「確保方策」（供給）として計画する。

※子ども・子育て支援法に基づく13事業

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健診事業
- ④ 乳幼児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業その他要保護児童等に対する支援に資する事業
- ⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
- ⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 時間外保育事業（延長保育）
- ⑩ 病児・病後児保育事業
- ⑪ 放課後児童健全育成事業（学童保育所）
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

3. 計画の位置づけ

本計画については、次世代育成支援対策推進法に基づく策定任意計画である「砂川市次世代育成支援地域行動計画」を包含した一体的な計画として策定し、砂川市総合計画を上位計画とし、福祉や母子保健、教育などの関連計画と整合性を図った計画とする。

4. 計画期間 令和7年度から令和11年度までの5年間

5. 計画策定スケジュール

業務	R6 7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7 1月	2月	3月
第2期計画の進捗状況の把握及び整理、評価									
需要量の推計及び目標値の設定									
パブリックコメントの実施									
新計画書の作成									印刷 納品
子ども・子育て会議の開催		●		●		●		●	

子ども・子育て会議開催スケジュール及び協議事項

	開催時期	主なテーマ
第1回	8月6日	- 計画策定の趣旨及びスケジュール等の確認 - アンケート結果の報告
第2回	10月	- 第2期計画の振り返り - 計画素案（【前半部分】基礎データ、基本理念等）
第3回	12月	計画素案（【後半部分】施策体系等）
第4回	2月	- パブリックコメント実施結果の報告 - 計画の確定

※第2回及び第3回会議にて計画素案について協議し、素案完成後パブリックコメントを実施。その後、第4回会議にて計画を完成させます。